

*掲載している内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や内容を変更する場合があります。詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせ先にお尋ねください。

川越駅西口市有地利活用事業の複合施設が完成！

川越駅西口まちづくり推進室 ☎245-6011 ☎245-6116

川越駅西口市有地に建設が進められてきた複合施設「U PLACE」が完成し、6月8日(月)から順次オープンします。U PLACE は、地上11階建てで、川越駅西口から歩行者用デッキで直結し、3階には川越市民サービスステーションが入居するほか、飲食店舗、物販店舗、サービス店舗、事務所、診療所、宿泊施設などで構成されます。

■仮設自転車駐車場の閉鎖

U PLACE に駐輪場が整備されるため、仮設自転車駐車場は6月8日(月)で閉鎖されます。



川越市民サービスステーションがオープンします

政策企画課 ☎224-5503 ☎225-2895

U PLACE の3階部分に開設を予定している「川越市民サービスステーション」は、6月8日(月)にオープンします。

川越市民サービスステーションは、「川越駅西口連絡所」、「福祉総合相談窓口」、「川越しごと支援センター」の3つで構成された施設です。また、市民の交流の場として多目的に利用できる「交流スペース」や、子ども連れの方にも安心して利用できるように「キッズルーム」と「授乳室」を設置します。なお、今後の土曜日の開庁は川越市民サービスステーションで行うため、本庁舎での土曜開庁は5月で終了します。

*川越市民サービスステーション用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

主な施設	主な業務等	開設時間	電話番号*
川越駅西口連絡所	●住民登録、戸籍の届出、印鑑登録、各種証明書の交付、マイナンバーカードの交付、市税の収納などを行います	月～土曜日 午前9時30分 ～午後6時15分 (祝・休日、年末年始を除く)	☎257-6088
福祉相談センター	●高齢者が地域で安心して生活を続けられるよう、多様な支援を行います		☎293-4220
福祉総合相談支援センター	●障害のある方やその家族等へ総合的・専門的な相談支援や就労支援を行います * 障害者基幹相談支援センターと障害者就労支援センターを移転し、障害者総合相談支援センターへと統合します。		☎293-9290 (生活相談) ☎293-4319 (就労相談)
子育て世代包括支援センター	●妊娠・出産・子育てに関して、専門的な知識を生かして切れ目のない相談支援を行います		☎293-4237 (妊産婦) ☎293-4238 (子育て・保育)
自立相談支援センター	●家計や就労など生活に困りごとを抱えている方の相談支援を行います		☎293-9413
川越しごと支援センター	●ウェスタ川越から移転し、川越市とハローワーク川越が一体的に、市民の就職活動を支援します	月～金曜日 午前10時 ～午後6時15分 (祝・休日、年末年始を除く)	☎238-6700

*川越市民サービスステーションに入る施設の電話番号は6月8日(月)からつながります。

暮らし

川越市保育ステーション
条例施行規則(案)に対する
意見募集



保育課 ☎224-5827

☎223-8786

市では、本川越駅周辺に整備中の子育て安心施設内に「川越市保育ステーション」の設置を予定しています。市民の皆さんの意見を反映させるため、同規則(案)に対する意見を募集します。

募集期限：5月15日(金)(必着)

閲覧場所：保育課(本庁舎3階)・市民センター・南連絡所

対象：市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

意見の提出方法：閲覧場所で配布する意見用紙に必要事項を記入し、郵送・ファクスまたは直接同課(郵送の場合は〒350-8601川越市役所保育課)

*市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の規則制定の参考にします。また、意見の内容

容と、市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表はしません。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業



こども家庭課 ☎224-5821

☎225-5218

ひとり親家庭の対象者が、就職のために認定試験に関する講座を受講した場合に、支払った受講料の一部を給付金として受け取ることが出来ます。給付金は段階に応じて2種類あります。申請には事前相談が必要です。詳しくはお尋ねください。

人権擁護委員は
身近な相談相手



人権推進課 ☎224-5579

☎223-1726

人権擁護委員は現在10人。人権に関する相談をはじめ、地域で人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動を行っています。いじめや暴力、差別などの人権侵害はもちろん、困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談は無料です。個人の秘密は厳

守されます。

■特設人権相談(人権擁護委員)

日時：毎月第2水曜日(6月・12月は第1水曜日)、午後1時～4時

会場：ウエスタ川越 男女共同参画推進施設

■常設相談(人権擁護委員または法務局職員)

日時：月～金曜日(祝・休日、年末

年始を除く)、午前8時30分～午

後5時15分(電話相談も可)

会場・問い合わせ：さいたま地方法

務局川越支局 ☎243-3824

都市計画変更案の縦覧

都市計画課 ☎224-5945

☎225-9800

生産緑地地区および地区計画変更案について縦覧を行います。

変更する都市計画

■生産緑地地区

新たに申請を受け、要件を満たしている農地を生産緑地に指定するものです。

■地区計画(増形地区)

道路や公園など地区施設等の規模や配置を変更するものです。

縦覧期間：5月21日(木)～6月4日(木)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

縦覧場所：同課(本庁舎5階)

*市ホームページでも確認できます。

意見書の提出

市内在住・在勤・在学または利害関係のある方は、意見書を提出することができます。

意見書の提出方法：同課で配布する

意見書(市ホームページからもダウンロード可)に必要な事項を記入

し、5月21日(木)から6月4日(木)(必

着)までに郵送または直接同課(郵

送の場合は、〒350-8601

川越市役所都市計画課)

地区計画、
ご存じですか



都市計画課 ☎224-5945

☎225-9800

住みよい環境の整備や豊かな自然の保全など、地域の特性を生かしたまちづくりのため、市内の一部の地域では地区計画が定められています。

地区計画が定められている地区、ルールの内容などについて詳しくは、市ホームページで確認するか同課にお尋ねください。

国民健康保険(国保)の切り替えには手続きが必要です



国民健康保険課 224-5833

☎224-7318

他の健康保険に加入した場合は、国保の脱退手続きが必要です。手続きをしないと、資格が継続し、国保税が課税され続けてしまいます。

また、他の健康保険を脱退した場合には、国保への加入手続きが必要です。加入、脱退手続きは、世帯主または同一世帯の方であれば、代理で行うことができます。

なお、国保税は申請することで口座振替が可能です。

受付場所：同課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所

必要書類：脱退手続き⇒新しく加入した健康保険証(国保を脱退する方全員分)、川越市国民健康保険被保険者証、マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)、印鑑(認め印可)▼加入手続き⇒健康保険資格喪失証明書、マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)、印鑑(認め印可)▼国保税の口座振替⇒預貯金

通帳、届け出印、預金口座振替依頼書(市ホームページからダウンロード可)

Jアラートの試験放送を流します



防災危機管理室 224-5554

☎225-2895

国が発する緊急地震速報や弾道ミサイル情報等の緊急情報を、全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機が受信し、正常に防災行政無線から放送されることを確認する全国一斉情報伝達試験を行います。

当日は市内全ての防災行政無線から試験放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

実施日時：5月20日(水)午前11時～

放送内容

防災行政無線チャイム

「これはJアラートのテストです」×3回

「こちらは防災川越です」

防災行政無線チャイム

工業統計調査にご協力を

情報統計課 224-6185

☎224-2449

6月1日を基準日として、工業統

家庭訪問型子育て支援事業(ホームスタート)が始まりました



こども育成課 224-5724

☎224-6705

研修を受けた先輩ママのボランティアが自宅を訪問し、子育てをしているママをサポートします。子育て中にちよっと手を貸してほしいとき、誰かに話を聞いてほしいとき等にご相談ください。

対象：6歳以下の未就学児がいる家庭

訪問回数：週1回2時間(主4回程度を目安)

経費：無料
問い合わせ：NPO法人川越子育てネットワーク ☎080-9779-8181(月～金曜日、午前9時～午後5時)

計調査を全国一斉に実施します。この調査は、工業の実態を明らかにすることを目的としています。

5月中旬から、県知事が任命した、調査員証を持った調査員が調査を行いますので、ご協力をお願いします。調査票の回答内容は、統計法に基づき厳重に保護されます。

通知カードが廃止になります



市民課 224-5744

☎225-5371

マイナンバーをお知らせしている紙製の通知カードは、5月下旬ごろから再発行や表面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別)の変更がで

きなくなります。表面記載事項が最新でない通知カードはマイナンバーを証明する書類として使用できません。必要に応じてマイナンバー入りの住民票を取得するか、マイナンバーカードを作成してください。なお、出生などでマイナンバーを初めて通知する方には、通知カードに代わる書類が送付される予定です。郵送した通知カードで、市役所に返戻されている分については廃棄する予定です。必要な方はお早めにお尋ねください。

*マイナンバーを証明する書類で通知カードを使用していた方は、表面記載事項(住所、氏名等)が最新の情報になっている場合に限り、利用可能です。

付加年金で年金を増やせます



市民課 ☎224-5764

☎226-5091

付加年金は、国民年金第1号被保険者を対象にした国民年金制度独自の上乗せの年金です。定額の国民年金保険料に計算して付加保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

納付は、申し込んだ月の分から、さかのぼっての納付はできません。

納付期限は翌月末日で、国民年金保険料と併せて納付します。

対象：第1号被保険者（農業・自営業・学生などで、65歳までの任意加入被保険者を含む）

* 保険料の納付を免除されている方、国民年金基金に加入している方、60歳から64歳までで国民年金に任意加入していない方、65歳以上の方は納付できません。

付加保険料（月額）：400円
支給される付加年金額（年額）：200円×付加保険料を納付し

上下水道事業経営審議会委員

総務企画課 ☎223-3063 ☎223-3078

上下水道事業の経営に関することについて審議するための委員を募集します。

任期：委嘱の日から2年間 対象

：次の全てを満たす方①市内在住で水道または公共下水道を使用している、②令和2年7月1日現在20歳以上、③原則平日昼間に年5回程度開催する会議に出席可能、④市の他の附属機関などの委員でない 定員：2人（選考） 申し込み：任意の用紙に審議会名・住所・

氏名・ふりがな・生年月日・電話番号・主な経歴を明記し、小論文

「水道事業または公共下水道事業について思うこと」（1000字程度・書式自由）を添えて、6月1日（月）（必着）までに郵送または直接同課（郵送の場合は〒350-0054三久保町20-10・上下水道局総務企画課。市ホームページからも可）

*市ホームページは5月1日（金）公開予定です。

た月数

申し込み：年金手帳・マイナンバーカードまたは番号確認書類（通知カード等）および身元確認書類（運転免許証等）・印鑑を持参の上、直接同課（本庁舎1階）・市民センター・南連絡所

市民聖苑葬儀



斎場 ☎226-0090

☎226-7088

市民聖苑および斎場の小式場では、市民聖苑葬儀を利用することができます。市民聖苑葬儀は、明確な料金体系に基づき、標準的な葬儀を行うものです。

市民聖苑葬儀を利用する場合は、葬儀取扱店にその旨を伝えてください。

■基本料金（15万円以内）

- ①企画運営進行管理料、②安置・納棺・出棺および斎場立ち会い奉仕料、③霊柩車または搬送車1日間、④司会進行料2日間、⑤式場設営等人員費、⑥棺代、⑦副葬品等一式、⑧位牌等一式、⑨受付用品一式、⑩骨壺一式

*棺および骨壺は、大きさにより料金が変わります。

■付帯料金（8万5000円以内）

- ①写真代（カラー）、②会葬礼状、③寝台車代、④枕飾り料、⑤ドライアイス1回分、⑥祭壇用盛り物、⑦後飾りおよび仏具一式

■オプション制度（20万円以内）

棺・副葬品・骨壺・写真などについて、基本料金や付帯料金以上のものにした場合にご利用することができます。

■市民聖苑葬儀料金には含まれないもの

- ①火葬料等斎場使用料、②市民聖苑使用料、③僧侶等謝礼、④通夜振舞い・精進落し等飲食代、⑤会葬御礼および香典返し

中小企業向けの事業資金融資



産業振興課 ☎224-5934

☎224-8712

市内の中小企業に、経営の安定や設備の充実等に必要な資金の融資あつせんをしています。一部対象とならない業種がありますので事前に同課まで確認してください。

申し込み：同課（本庁舎5階）で配布する申込書類（市ホームページからダウンロード可）に必要な事項を記入し、直接同課

環境

光化学スモッグに注意



環境対策課 ☎224-5894

保健予防課 ☎227-5102

☎227-5108

5月から9月にかけて、晴れて日差しが強く、風が弱い日には光化学スモッグが発生しやすくなります。

光化学スモッグが発生すると、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの症状が出ることがあります。



光化学スモッグが発生した際は、市の防災行政無線や公共施設の掲示板などで発令情報をお知らせします。県大気環境課ホームページ、電子メール配信サービスからも確認できます。

■注意報などが発令されたら

●屋外での激しい運動は避ける

●目などに刺激を感じたらすぐに屋内に入る

*乳幼児や高齢者は健康被害を受け

やすいので特に注意しましょう。

■健康被害に遭ったら

洗眼・うがいをしてください。洗眼・うがいをしても症状が良くならない、呼吸困難やけいれんがある場合は医師の診断を受けてください。

また、健康被害の状況を、環境対策課または保健予防課へ連絡してください。

放射線物質やアスベストの調査を行っています

環境対策課 ☎224-5894

☎225-9800

■放射性物質測定



●放射線測定器貸し出し(要予約)

大気中の放射線量測定ができる測定器の貸し出しを引き続き実施しています。予約は電話で受け付けています。



●持ち込み食品の放射性物質簡易測定(要予約)

市民の皆さんが持ち込んだ食品に含まれる放射性物質の簡易測定を引き続き実施しています。予約は電話で受け付けています。

■石綿(アスベスト)に関するお知らせ



大気汚染防止法により、建築物・工作物の解体や改修工事の受注者は石綿使用の有無について事前に調査し、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果を解体等工事の場所へ掲示することが義務付けられています。石綿の使用が判明し対象作業を行う場合には、作業場所の隔離、作業内容の掲示、届け出等が必要です。石綿の除去等には、専門的な技術が必要です。専門業者に相談してください。

*石綿スレートなどの非飛散性石綿含有建材の除去などを行う場合は、湿潤化などの石綿飛散防止対策の実施をお願いします。

■大気中の石綿濃度調査結果



調査は、アスベストモニタリングマニュアルに基づき実施しています。総繊維数濃度が1ℓ当たり1本を超えた場合は、無機繊維数濃度を測定し、この濃度が1ℓ当たり1本を超えた場合は、石綿繊維を特定します。昨年は、総繊維数濃度が1ℓ当たり1本を超えた検体はありませんでした。

5月は自転車マナーアップ強化月間

防犯・交通安全課

☎224-5721

☎224-6705

5月1日(金)～31日(日)は自転車マナーアップ強化月間です。一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの順守と交通マナーの向上に努め、歩行者・自転車・自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現を目指しましょう。



川越市メール配信サービス

市のさまざまな情報を発信します。登録は無料です。登録用メールアドレス(kawagoe_ml@sg-m.jp)を入力して空メールを送信して登録できます。

*右の2次元バーコードからもアクセスできます



補助金

再生可能エネルギー 機器等導入補助(前期)



環境政策課 ☎224-5866

☎225-9800

個人の住宅に再生可能エネルギー機器等を設置する方に、補助金を交付します。補助は4月1日以降に着

盲ろう者向け通訳・介助員



障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033

盲ろうの方に、通訳・介助員を派遣します。

申し込み・問い合わせ…埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事務所 ☎☎048-823-7080

高齢者の介護・福祉などの相談は



地域包括支援センターへ

地域包括ケア推進課 ☎224-6087 ☎229-4382

地域包括支援センターは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門知識を持つ職員が連携し、地域で暮らす高齢者が抱える問題の解決に向けたお手伝いをします。

詳しくは市ホームページを確認するか同課へお尋ねください。

対象…65歳以上の方およびその家族

主な支援

- 高齢者福祉・介護予防・認知症・高齢者虐待・成年後見制度などについての相談
- 地域の関係機関や、ケアマネジャーとのネットワークづくり
- 要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそれがある方の介護予防ケアプランの作成、介護予防サービスの調整

■ 事業所が移転しました

地域包括支援センター小仙波が移転しました。

移転先…仙波町3丁目16-13 B02 ☎227-7878

* 電話番号の変更はありません。

耐震診断等への補助

建築指導課 ☎224-5974

☎225-9800

耐震診断・耐震改修、アスベスト

工した方が対象です。受付期間内に予算額を超える申請があった場合は、抽選になります。
詳しくは、市ホームページまたは同課(本庁舎5階)で配布している申請の手引きをご確認ください。

含有調査、ブロック塀等の撤去について補助金を交付します。補助を受けるには、申請が必要です。
受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了します。
対象となる建築物等、詳しくは市ホームページを確認するか(左の2次元バーコードからも可)同課にお尋ねください。

耐震診断等



アスベスト



ブロック塀



雨水対策施設の設置 補助



下水道課 ☎223-0331

☎223-0208

雨水が河川等へ流れ込むのを一時的に抑えたり、ためた雨水を有効利用するための雨水対策施設(仮設建築物を除く)を設置する方に費用の一部を補助します。

対象の雨水対策施設は、市の基準を満たす、浸透ます(4基まで)・小型貯留槽(2基まで)です。規格に適合しない物は、補助の対象とならない場合があります。補助には、工事着工前の申請が必要です。詳しくは、市ホームページまたは同課で配布するパンフレットを確認してください。

地域の国際化貢献事業 に補助します



国際文化交流課 ☎224-5506

☎224-8712

市民の国際理解を深める活動や、多文化共生のまちづくりを推進するため、地域の国際化に貢献する活動を行っている市民団体に補助金を交付しています。受け付けは随時行っています。

吸込下水槽に補助

資源循環推進課 ☎239-6267
☎239-5054



市では、下水道未整備地域に住んでいる方が、生活雑排水の吸込下水槽の掘り替え・改造・清掃をしたときに補助金を交付しています。

対象となる吸込下水槽等や申請方法等について詳しくは、市ホームページを確認するか同課にお尋ねください。

生ごみ処理機器の購入費補助

資源循環推進課 ☎239-6267
☎239-5054



生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助金を交付します。対象は市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方です。

なお、機器はコンポスト容器、EM容器、電気式生ごみ処理機が対象です。

補助を受けるには、購入前に申請が必要です。受け付けは先着順で、定数になり次第終了します。詳細は同課にお尋ねください。

税金

三輪以上の軽自動車税種別割について

市民税課 ☎224-5637
☎226-2540



三輪以上の軽自動車の税率(税額)は、初度検査年月によって税率が異なります。

また、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに初度検査を受けたもので、基準を満たすものは、グリーン化特例が適用されます。税率等について詳しくは、市ホームページまたは軽自動車税種別割納税通知書をご確認ください。

障害のある方の軽自動車税種別割を減免

市民税課 ☎224-5637
☎226-2540



身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当する場合は、申請することで軽自動車税種別割が減免になります。また、これらの手帳を持つ方と生計を同一

通知書などを発送します

名称	対象	発行開始日	問い合わせ
固定資産税・都市計画税納税通知書	令和2年1月1日現在、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	5月8日(金)	資産税課 Tel 224-5642 Fax 226-2539
軽自動車税種別割納税通知書兼領収書	令和2年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・一輪の小型自動車・小型特殊自動車の所有者	5月11日(月)	市民税課 Tel 224-5637 Fax 226-2540

令和2年度市・県民税課税証明書等の発行開始日のお知らせ

対象	発行開始日	問い合わせ
市・県民税が全額給与から差し引きされている方(特別徴収)	5月15日(金)	市民税課 Tel 224-5640
市・県民税を自分で納付、または年金から差し引きされている方(普通徴収等)	6月10日(水)	市民税課 Tel 224-5640 Fax 226-2540

にする方が所有する車を、手帳を持つ方のために運転する場合も対象となります。

なお、今年度に限り、初めて減免申請をする方も郵送での申請が可能ですので、ご協力ください。詳しくは市ホームページを確認するか、同課にお尋ねください。

申請方法：6月30日(火)(消印有効)までに郵送または直接同課(本庁舎

2階)

必要書類：令和2年度軽自動車税種別割納税通知書・実際に運転する方の運転免許証・各手帳・マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)および身元確認書類(運転免許証等)など

*郵送の場合は、必要書類の写し(納税通知書は原本)を添付し、〒350-8601川越市役所市民税課。

市制施行100周年！ キャッチフレーズ& 記念事業のアイデア募集



政策企画課 ☎224-5503 ☎225-2895

令和4年の市制施行100周年に市民の皆さんとともにさまざまな記念事業を実施していくため、基本理念、基本方針を定めました。

■基本理念

これまでの100年の歩みを振り返り、先人の功績をたたえとともに、川越への愛着を深め、高い誇りを持ち、誰もが住み続けたいまちを目指し、みんなで未来へ飛躍するために記念事業を実施します。

■基本方針

- みんなで川越の歴史や伝統にふれよう
- みんなで川越の絆を感じよう
- みんなで川越の未来を思い描こう
- みんなで川越の魅力を発信しよう
- みんなで川越の自然や環境を守ろう
- みんなのにぎわいを創り出そう
- みんなで文化やスポーツに親しもう

キャッチフレーズ&記念事業のアイデア募集

100周年をPRするためのキャッチフレーズ、市民の皆さんが参加できる記念事業のアイデアを募集します。キャッチフレーズは市ホームページやポスターなど、100周年の機運を盛り上げていくために活用します。

■キャッチフレーズ

未発表のもので、他のコンクール等に出品していないこと。最大20文字程度(記号やローマ字も1文字)。

*最優秀作品には記念品を贈呈します。

キャッチフレーズ応募の注意事項

- 応募作品は返却しません。
- 作品は一部を修正して使用する場合があります。
- 採用作品の著作権は市に帰属します。

■記念事業のアイデア

基本理念、基本方針にふさわしく、市民の誰もが参加できるもの。

*記念事業の実施期間は、令和4年1月から12月までの1年間。皆さんから寄せられたアイデアを参考に、さまざまな記念事業を実施していきます。

■応募方法等(共通)

対象…市内在住・在勤・在学の個人および団体

応募方法…同課(本庁舎4階)・市民センター・南連絡所で配布する応募用紙に、必要事項を記入し、5月29日(金)(必着)までに郵送・ファクスまたは直接応募用紙配布場所(郵送の場合は〒350-8601川越市役所政策企画課。市ホームページからも可)

*市ホームページは5月1日(金)公開予定です。

■お知らせ

市では記念事業の実施に向けて計画的に資金を準備するため、市制施行100周年記念事業基金を設置しています。この基金に一定額以上寄付した市民の方に市制施行100周年オリジナルコースターをいずれか1枚差し上げます。詳しくは同課にお尋ねください。



川越工業高校の生徒がデザインしました

高齢者の生きがい・生活を支援します



*市内に住所がある方が対象です。

■市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付
70歳以上の方に割引運賃または無料で乗車できる特別乗車証を交付しています。

経費…1乗車100円(90歳以上無料)

*障害のある方の特別乗車証については、障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033にお尋ねください。

■日常生活用具の給付

●給付(自動消火器・火災警報器・電磁調理器)

対象…自動消火器・火災警報器=在宅の要介護1~5または1人暮らしの65歳以上▶電磁調理器=在宅で1人暮らしの65歳以上

経費…生計中心者の所得状況により自己負担あり

■居室改善費助成

手すり設置や段差解消などの、居室改善費用の一部を助成します。

対象…介護保険法による要支援・要介護認定を受けていない65歳以上で、本人および同居者の市民税所得割額が10万円以下の方

*助成決定前の着工は無効です。

■消防局への緊急通報システムの貸与

対象…1人暮らし(8時間以上1人になる方等を含む)などで、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある、おおむね65歳以上

■配食サービス

1日1食(昼食または夕食分)、週4食まで。調理された食事を自宅に届け、安否を確認します。

対象…在宅で、老衰、心身の障害、疾病等の理由により調理や買い物が困難な方で、次のいずれ

高齢者いきがい課 ☎224-5809 ☎229-4382

かを満たす65歳以上①1人暮らし、②家族等が疾病、就労等の理由で食事の支援を受けることが困難

経費…1食当たり500円

■要介護高齢者手当の支給

申請月から支給します。

対象…在宅で要介護3~5の65歳以上(医療保険での入院は対象)

支給額…月額8,000円

■紙おむつの給付

月額5,000円の範囲内で、申請の翌月から紙おむつを給付します。

対象…在宅の要介護1~5で、常時失禁の状態にあり、排せつの介助が必要な65歳以上(要介護1~3の方は、要介護認定調査資料に基づき、受給の可否を判断します)

■生活管理指導員等派遣

日常生活の支援等を行います。

対象…介護保険法による要支援・要介護認定等を受けていない、日常生活が困難な65歳以上

経費…所得税額により異なる

利用回数…週1回1時間以内

*このほかにも事業を実施しています。各事業の内容について詳しくは、同課・市民センター・南連絡所で配布する高齢者サービスのしおり、市民のしおり、市ホームページを確認するか、同課にお尋ねください。

また、紹介した事業は郵送で申請できます。

**会計年度任用職員
募集**
教育財務課 ☎224-5107
☎224-5086
学童保育室で児童を保育する会計年度任用職員を募集しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



東京2020大会の日程について、オリンピックは令和3年7月23日(金)から、パラリンピックは8月24日(火)から開催されることとなりました。
東京2020大会の情報は、大会公式ホームページや、ホームページから確認できます。

東京2020
オリンピック・
パラリンピック競
技大会の延期について

オリンピック大会室
☎224-6315
☎224-8712



みどりを増やす活動を応援します

環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800

みどりの支援

■保存樹木・保存樹林指定

市内に残る、一定の基準を満たした貴重な樹木、樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、保存のための奨励金を交付します。指定を希望する場合は、同課にお尋ねください。



■緑の募金(家庭募金)

市内の緑化に役立てるために、自治会を通じて募金を行います。
期間：5月7日(木)～8月31日(月)

■川越市緑の基金

市内の緑化推進・緑地保全のために、市独自で基金の積み立てを行っています。募金箱は、市役所受付(本庁舎1階)と同課(本庁舎5階)にあります。

■市民の森指定

個人などが所有する樹林に散策路や休憩施設などを整備し、市民の皆さんの憩いの場とするため「市民の森」を指定しています。



■市民花壇

一定要件を満たす花壇を「市民花壇」に指定し、地域団体の皆さんに、市から支給する花の植え替えや、水やり・除草などをお願いしています。新たに市民花壇の指定を希望し、花壇工事を伴う場合は、8月31日(月)までに申請してください。



■緑のカーテン

建物の前面にネットを張り、アサガオやゴーヤなどで作る緑のカーテン。夏場の室温の上昇を抑えるには今が始めどきです。自宅や職場で取り組んでみませんか？

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●小江戸川越春まつりフィナーレイベントの中止 観光課 ☎224-5940 ☎224-8712

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、5月3日(祝)から5日(祝)に予定していましたが、フィナーレイベントを中止します。交通規制も行いません。その他詳しくは、(公)小江戸川越観光協会ホームページをご確認ください。

●5月の土曜開庁日 市民課 ☎224-5739 ☎225-5371 収税課 ☎224-5837 ☎226-2538

5月9日(土)・23日(土)午前8時30分から正午に市民課(本庁舎1階)・収税課(本庁舎2階)・南連絡所を開庁します。一部の業務は取り扱いできません。

●5月2日(土)～6日(月)、コンビニ交付サービスを休止します 市民課 ☎224-5744 ☎225-5371

システムメンテナンスにより、印鑑証明・住民票のコンビニ交付サービスを休止します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

●斎場市民聖苑利用説明会 斎場 ☎226-0090 ☎226-7088

5月21日(土)午前9時～▶10時30分～。対象は市内在住。各回定員10人。申し込みは電話で斎場へ。

●川越市地域防災計画の公表 防災危機管理室 ☎224-5554 ☎225-2895

同計画に記載されている各種データおよび協定の締結状況等を更新しました。同計画と意見募集の結果は同室(本庁舎4階)・市民センター・南連絡所または市ホームページで確認できます。

●第2期川越市子ども・子育て支援事業計画を策定しました こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

令和2年度から同6年度を計画期間とする同計画の着実な実施により、本市における子ども・子育て支援施策のさらなる推進を図ります。同課(本庁舎3階)・市民センター・児童館・総合保健センター・公民館・図書館・市ホームページで確認できます。

●就学費用を援助します 教育財務課 ☎224-6083 ☎224-5086

経済的理由で公立小中学校への就学が困難な家庭に、学用品・給食・校外活動・修学旅行など、就学に係る費用を援助します。内容等について詳しくは、各学校で配布する「就学援助のお知らせ」または市ホームページをご確認ください。

●赤十字はあなたの善意から 福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

災害救護活動や国際救援活動など、人間の命と健康、尊厳を守るための活動を行っている日本赤十字社の事業を支えるため、活動資金を募集します。赤十字の理念や取り組みをご理解いただき、ご協力をお願いします。詳しくは同課までお尋ねください。

●5月12日は「民生委員・児童委員の日」です 福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

大正6年5月12日に民生委員制度の前身の制度が始まって以来、民生委員・児童委員は地域の身近な相談役として活動しています。福祉に関する心配事などがありましたら、いつでもご相談ください。相談内容等の秘密は固く守られます。

●不動産公売情報について 収納対策課 ☎224-6179 ☎226-2538

市税等の滞納者から差し押さえた不動産公売情報等について、今後は市ホームページをご確認ください。